

我が国の海洋生物資源の資源管理指針の一部改正の概要

- 1 我が国周辺の水産資源に関する資源評価の更新（「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」と同様の内容）
- 2 「平成25年漁業・養殖業生産統計年報」による各漁業種類の漁獲量の更新
- 3 資源管理目標等の変更

変更後	変更前	変更理由
【魚種別資源管理】 1 さんま (2) 資源管理目標 <u>当該魚種は、我が国水域と公海にまたがって広く分布回遊しているが、北太平洋公海上での外国漁船による漁獲が近年増加しており、我が国のみで管理を行っていくことが困難な状況になりつつある。そのような状況下、北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約（北太平洋漁業資源保存条約）が2015年7月19日に発効し、北太平洋漁業委員会（以下「N P F C」という。）が設立された。今後は、N P F C参加国と協調しながら管理に向けて取り組むとともに、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、現在の資源状況を維持するように努める</u> 9 くろまぐろ（太平洋くろまぐろ） (2) 資源管理目標 <u>30キロ未満小型魚の漁獲を2002～2004年の平均漁獲実績の50パーセントまで削減し、親魚の資源量を2024年までに歴史的中間値（約4.3万トン）まで回復させることを当面の目標として管理する。</u>	【魚種別資源管理】 1 さんま (2) 資源管理目標 <u>現状の漁獲圧は資源に対してかなり低いと言えるが、資源の水準・動向を踏まえ、適切な資源管理を通じて、今後も現在の資源状況を維持するように努める。</u> 9 くろまぐろ（太平洋くろまぐろ） (2) 資源管理目標 <u>未成魚の漁獲を2002～2004年の平均漁獲実績の50パーセントまで削減し、産卵親魚量を2015年から2024年までの間に歴史的中間値（約4.3万トン）まで回復させることを目標に管理する。</u>	N P F Cの設立に伴い、関係国と協調した資源管理の実施について記載を追加。 文言、表現について修正。

変更後	変更前	変更理由
1 4 その他の広域魚種について <u>(2) その他、とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源状況は、資源水準は低位、動向は減少となっている。また、当該魚種を漁獲する漁業者は広範に及び、漁法も多様であることから、関係漁業者が統一的な方針に基づいて資源管理に取り組む必要がある。このため、2014年より、「トラフグ資源管理検討会議」を開催し、漁業者のみならず流通業者等も含めた全てのとらふぐ関係者が一体となって、資源管理に向けた取組について横断的に検討しているところ。今後は、具体的な資源回復目標等を設定していくとともに、その達成に向けて、まずは可能な分野から検討し着手していく必要がある。</u> 【漁業種類別資源管理】 1 大中型まき網漁業（海外まき網漁業を除く） (2) 資源管理措置 なお、平成27年10月から、北部太平洋海区の大中型まき網漁業において、さば類の個別割当方式による管理を試験的に実施しており、数年間の活動を通じてその効果等を実証していく必要がある。 3 以西底びき網漁業 (2) 資源管理措置 <u>(削 除)</u>	1 4 その他の広域魚種について (2) その他、とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群については、資源の状況は、資源水準は低位、動向は減少が継続していることから、漁獲の7割（尾数換算）を未成魚（0～1歳）が占める実態を踏まえ、とらふぐを漁獲する全ての関係漁業者、関係行政機関及び試験研究機関等が参画する横断的な検討の場を設け、関係漁業者が統一的な方針の下で未成魚漁獲抑制などの資源管理に取り組む必要がある。<u>その上で、先行して資源管理に取り組んでいる漁業者については、更なる資源管理措置を検討するなど、対応出来る分野から実行していく必要がある。</u> 【漁業種類別資源管理】 1 大中型まき網漁業（海外まき網漁業を除く） (2) 資源管理措置 なお、平成26年10月から、北部太平洋海区の大中型まき網漁業において<u>一部漁船を対象に試験的な</u>さば類の個別割当方式による管理に着手し、数年間の活動を通じてその効果等を実証する必要がある。 3 以西底びき網漁業 (2) 資源管理措置 また、上記の措置のほか、資源状況等を踏まえて、減船の実施についても検討する。	とらふぐの広域資源管理に関して、現在までに取り組んできた内容や今後の方向性を明記。 今年度から、関係海区の全船を対象に個別割当方式の試験実施を行うことから修正。 検討の結果、減船を実施し、減船が完了したため。